

特定健康診査受診率向上対策事業及び国民健康保険データヘルス計画中間評価 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、宮代町国民健康保険被保険者の健康維持、増進及び医療費の適正化のため、特定健康診査の受診率向上を目指し、受診勧奨その他の業務を実施する事業者を選定するにあたり、企画提案の内容や価格等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務内容

令和8年度特定健康診査受診率向上対策事業及び国民健康保険データヘルス計画中間評価業務委託に係る仕様書のとおりとする。

※提案内容を踏まえて協議により変更する場合がある。

3 委託上限額

委託上限額は 7,390,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

本業務は単価契約とし、契約金額は、仕様書に示す予定数量に基づき算出した見積総額（単価見積の合計額）を基礎として契約を締結する。ただし、契約期間中の支払額（精算額）の合計は、委託上限額を超えないものとする。

提案書とともに提出する業務見積書(様式2)に記載する見積金額(総額)は、委託上限額を超えてはならない。

4 スケジュール（予定）

令和8年 4月8日（水）	公募開始
令和8年4月15日（水）	質疑受付締切
令和8年4月22日（水）	質疑に対する回答予定
令和8年4月30日（木）	企画提案書等の提出締切
令和8年5月13日（水）	プレゼンテーション審査
令和8年5月20日（水）	プレゼンテーション審査結果の通知

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、「プロポーザル参加申込書（様式1）」提出日において、次に掲げる要件をすべて満たすこととし、受託候補事業者決定までの間に要件を一つでも欠いた場合には、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 宮代町の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宮代町の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (5) 個人情報に関する社内規定があり、委託業務に関する情報を取り扱うパソコン等には、アクセス制御等の管理ルールがあること。

6 失格に関する事項

下記のいずれかの事項に該当するときは、参加資格を失う。

- (1) 提案書等の提出日、提出場所、提出方法等が本要領の定めに適合しないとき。
- (2) 提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (3) 提案書等の全部若しくは一部を提出しないとき、又は提案書等に記載すべき事項の全部若しくは一部を記載しないとき。
- (4) 審査委員や事務局職員などの関係者にプロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めたとき。
- (5) 審査委員会に対する公正な審査を妨げたとき。

7 質疑・応答

- | | |
|----------|---|
| (1) 提出方法 | 電子メールによる（様式は任意）。電話での質問には応じない。 |
| (2) 提出期限 | 令和8年4月15日（水）正午まで |
| (3) 提出先 | 宮代町住民課 国保・後期担当
hoken@town.miyashiro.saitama.jp |
| (4) 回答方法 | 令和8年4月22日（水）17時までに町ホームページにて回答を公開。 |

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類 以下の書類を作成し提出のこと。

- ア プロポーザル参加申込書 (様式1) 1部
- イ 業務見積書 (様式2) 1部
- ウ 単価見積内訳書 (様式任意) 1部

※見積内訳書は、仕様書別表2に沿って記載すること。

- エ 企画提案書 (様式任意) 6部 (A4・左綴じ)
- オ 個人情報保護・情報セキュリティ体制に関する確認書 (様式任意) 1部

(2) 提出方法 持参又は郵送(宅配便可)とする。(公募期間内必着)
郵便事故等については、これを考慮しない。

(3) 提出期日 令和8年4月30日(木) 17時15分まで

(4) 提出先 〒345-8504 宮代町笠原1-4-1
宮代町住民課 国保・後期担当

9 審査及び選定

(1) 日時 令和8年5月13日(水) 時間は別途通知

(2) 会場 宮代町役場2階 202会議室もしくは203会議室

(3) 選定方法 プレゼンテーション審査

全ての提案事業者のプレゼンテーション審査終了後、審査を行い、受託候補事業者及び次点事業者を選定する。選定結果は5月20日(水)までに文書により通知し、町ホームページに公表する。

なお、受託候補事業者が辞退等の際には次点の事業者を繰り上げる。

(4) プレゼンテーションの時間等

①プレゼンテーションの時間は1提案事業者当たり40分以内(提案20分、質疑20分を基本)とし、準備及び片付けは別に5分程度とする。

②説明は、事前提出した企画提案書等の内容を基本とする。

③出席者は1提案事業者当たり3名以内とし、うち1名は受託した場合における主担当者(委託業務責任者又は統括責任者)であること。

④プロジェクター、スクリーンは町で用意するが、持ち込むことも可能。それ以外の必要な機器については、提案事業者で用意すること。

10 審査基準

審査は次の基準により実施する。

(1) 配点

評価項目	評価内容	配点
内容・企画	特定健診受診率向上に向けての提案内容	45
内容・企画	第3期データヘルス計画中間評価の策定支援	10
業務実施体制	業務が安全かつ効率的に実施できる体制と実績	15
見積金額	価格点	30
合計		100

上記「内容・企画」及び「業務実施体制」は、以下の観点を踏まえ総合的に評価する。

勸奨対象者の選定方法及びグループ分け

受診率向上のための工夫

通知物のデザイン

宮代町の現状に沿った提案

報告方法、分析・検証、課題や改善策の提示方法

事業理解・課題認識

評価・分析方法の妥当性

業務受託体制(必要な人員・技術の確保)

個人情報保護及び安全対策・危機管理の適正性

受診率向上対策の実績

(2) 価格点(30点満点)の算定

見積金額は、仕様書に示す予定数量に基づき算出した見積総額(消費税及び地方消費税を含む)とする。

価格点(30点満点)は次により算出する。

見積総額が委託上限額×0.70 以下の場合: 30 点

見積総額が委託上限額×0.70 を超え、委託上限額以下の場合:

価格点 = $30 \times (\text{委託上限額} - \text{見積総額}) / (\text{委託上限額} - \text{委託上限額} \times 0.70)$

なお、算出した価格点に1点未満の端数がある場合は、小数点以下を四捨五入する。

1 1 注意事項

- (1) プレゼンテーション審査参加に係る費用は提案事業者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 提出された提案書等は、審査目的以外には提案事業者に無断で使用しないが、情報公開の請求により開示することがある。
- (4) 参加申込書を提出後に参加を辞退する場合は、必ず辞退届を提出すること。
- (5) 審査内容及び審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

1 2 問い合わせ先

宮代町住民課 国保・後期担当

〒345-8504 宮代町笠原 1-4-1

電話 0480-34-1111 / FAX 0480-34-3396

Mail hoken@town.miyashiro.saitama.jp